

寿司店誘致推進業務委託 仕様書

1 委託業務名

寿司店誘致推進業務委託

2 委託業務の目的

射水市の寿司文化の維持・継承に向けて、首都圏等から寿司店の誘致を図り、既存寿司店とともに食を通じた地域の新たな賑わいを創出するもの。

3 業務期間（令和6年度事業）

契約締結日から令和7年3月7日（金）までとする。

なお、本業務については、令和8年度を最終年度とする3か年での継続的な実施を予定している。

4 委託料限度額（令和6年度事業分）

金5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、本業務は単年度契約とするが、業務の履行状況を踏まえ、業務継続により事業効果が見込まれる場合は、市が各年度で予算措置を行った上で、初年度の受託事業者との随意契約を行うことを想定している。

（参考）令和7年度以降の予定事業費（消費税及び地方消費税を含む。）

・令和7年度 5,000,000円

・令和8年度 5,000,000円

5 委託業務の内容

本業務の受託者は、次に掲げる業務を主体的に取り組み、寿司店の誘致推進を図るものとする。なお、本仕様書で挙げる業務以外であっても、本業務委託の目的及び趣旨に沿った提案であり、かつ、各年度の限度額の範囲内であれば、自由提案として実施項目を変更又は追加しても差し支えない。

(1) 寿司店等に対する意向調査

首都圏等の寿司店及び関連事業者（寿司店、外食産業、外食コンサルタント等）や本業務のモニターツアーの参加者等に対してアンケート調査を実施し、射水市への店舗進

出（既存店舗の高付加価値化を含む。）の意向確認や、出店条件、必要とする支援策等の調査・分析を行い、店舗誘致につながる効果的な取組の検討を行うこと。

なお、対象者の抽出、アンケートの配布及び収集方法については、企画提案によるものとする。

(2) 出店環境の把握及び情報提供

店舗の進出先となりえる空き家や空き店舗、店舗関係者の住環境、富山県内の寿司店等の市場動向及び食材調達環境等を把握し、進出に関心のある店舗等（以下、「関心店舗等」という。）に対して、随時、情報提供を行うこと。

また、必要に応じて、立地可能物件をモニターツアーの視察先に組み入れるなど、効果的な企画を提案すること。

(3) モニターツアーの企画、実施

関心店舗等を対象としたモニターツアーを企画・実施すること。

実施に当たっては、市内視察（物件、住環境、仕入れ環境等）のほか、地域関係者や既存寿司店等との交流等を含め、店舗の誘致につながる効果的な内容とすること。

なお、参加者負担金については、往復交通費、宿泊費及び施設利用料等の2分の1程度で設定すること（飲食に係る経費は全額参加者負担）。

※ツアーの実施に当たっては、法令（旅行業法等）の順守に留意すること。

(4) PR及び誘致活動、マッチング、進出サポート

本業務で得た出店環境等の情報等を活用し、SNSや雑誌等を通じて効果的かつ戦略的なPRを実施するとともに、関心店舗等への誘致活動を実施すること。また、市と連携しながら、物件所有者と進出希望者とのマッチング、進出に際しての物件確保、流通確保、住居確保等に関するサポートを行い、本業務の目的である令和8年度末までの寿司店誘致の実現を図ること。

(5) 自由提案

上記4業務のほか、「2委託業務の目的」の達成に向けた追加提案を可とする。

また、4業務の趣旨や目的を踏まえ、各業務を組み合わせ、又は代替業務を実施することで、より効果的な提案を行うことも可とする。

業務の組み合わせや代替業務を提案する場合、本仕様書で挙げた業務内容と同等以上の成果が得られる旨の説明を行うこと。

(6) その他

- ① 本プロポーザルで求める令和6年度事業の企画提案書及び見積書と併せ、令和8年度までの3か年の業務スケジュール及び事業経費の参考見積書も併せて提出すること。
- ② 業務の実施に当たっては、県や市が行うPRイベント等との連携を図り、より効果的な事業となるよう努めること。

6 成果物の提出

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 事業実施報告書（紙媒体） | 1 部 |
| 同上（電子媒体） | 1 部 |
| アンケート個表及び結果集計表（紙媒体） | 1 式 |
| 同上（電子媒体） | 1 式 |
- (2) 納期
令和6年3月7日（金）
- (3) 納入場所
〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地
射水市産業経済部商工企業立地課
電話 0766-51-6675 FAX0766-51-6690
電子メール：kigyoun@city.imizu.lg.jp

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報为本業務以外で利用しないこと。
- (2) 特定の商品販売・販売の斡旋等事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- (3) 参加者等との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (4) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と本市が必要に応じて協議をすること。
- (5) 本業務の企画運営及び広報宣伝を実施するにあたっては、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、本市は当該契約を解除又は無効とし、受託者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- (6) 感染症の感染拡大や自然災害等の不可抗力により事業の継続が困難な状況が発生し

た場合は、事業を変更又は中止する場合があるが、その際、関係者に対する連絡調整等について柔軟に対応すること。なお、中止や変更となった場合は、契約内容の見直しについて協議することとする。

- (7) 本業務は、国の交付金を活用する予定であり、会計検査の対象となる場合があることから、当該委託事業が完了した日の属する会計年度終了後、5年間保管すること。
- (8) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、受託者と本市が必要に応じて協議するものとする。